

久留米市雇用調整助成金申請等支援補助金交付要領

この要領は、久留米市雇用調整助成金申請等支援補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

1 申請に必要な「市長が別に定める書類」について

要綱第5条による「市長が別に定める書類」は次のとおりとする。

- ・ 誓約書(様式第2号)
- ・ 役員名簿(様式第4号)

2 実績報告に必要な「市長が別に定める書類」について

要綱第6条による「市長が別に定める書類」は次のとおりとする。

- ・ 本事業に係る社労士等からの領収書(写)
- ・ 本事業に係る社労士等との契約書(写)
- ・ 国への雇用調整助成金等支給申請書(写)
- ・ 国からの雇用調整助成金等支給決定通知書(写)
- ・ 市への補助金に関する請求書
- ・ 振込金融機関の口座番号等が確認できるもの(通帳コピー等)

3 様式について

本事業にて使用する様式は下記のとおりとし、それ以外の補助金に関する書類様式は、久留米市補助金等交付規則の様式を活用する。

- ・ 補助金等交付申請書(様式第1号)
- ・ 誓約書(様式第2号)
- ・ 実績報告書(様式第3号)
- ・ 役員名簿(様式第4号)

附則

(施行期日等)

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

附則

(施行期日等)

この要領は、令和2年6月15日から施行する。